**平成２５年（フ）第６７９１号**
東京都渋谷区代々木４丁目50―14―205
債務者　越智　哲也
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４号**
熊本県阿蘇郡南小国町大字中原5325番地
債務者　北里　眞史
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２５年（フ）第１５号**
熊本県阿蘇市役犬原730番地４
債務者　城戸健太郎
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前11時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２５年（フ）第６６４７号**
神奈川県横浜市金沢区能見台６丁目30―８
債務者　三上里佳子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６６８７号**
東京都江戸川区中葛西３丁目11―13―406
債務者　市川　麗子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６７４６号**
東京都杉並区梅里１丁目21―８　第三紀州ハイツ101
債務者　浅野　高基
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６７５２号**
東京都荒川区東日暮里３丁目13―１
債務者　池内　剛史
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５号**
沖縄県うるま市与那城平安座77番地
債務者　泊　　朝子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第３７４号**
東京都多摩市関戸５丁目13番地の13アーバン・コア201
債務者　佐藤亜紀子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第１０６３号**
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目７番16号　グランドエル藤が岡202
債務者　佐々木将人
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８０号**
北海道帯広市南の森西10丁目５番６号　ピュアハウスＢ号室
債務者　竹澤由美子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第６７７２号**
千葉県山武郡横芝光町横芝852―１
債務者　根本由起子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２８４７号**
大阪市中央区谷町９丁目４番７―1001号
債務者　菅原　泰江
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第７１号**
釧路市貝塚４丁目８番３号
債務者　小竹あい子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第９１号**
北海道釧路郡釧路町光和２丁目41番地　レジデンス光和Ａ号室
債務者　福居　康士
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所